

# 国産小麦産地生産性向上事業実施要領

制定 令和4年4月28日付け4農産第608号  
農林水産省農産局長通知

## 第1 趣旨

国産小麦産地生産性向上事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第546号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 事業実施主体

要綱別表1に掲げる事業実施主体は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表1の事業実施主体欄の1の（1）、2の（1）及び3の（1）については、以下の（1）から（3）までに定める基準を満たすものをいう。
  - （1）代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
  - （2）事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
  - （3）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 2 要綱別表1の事業実施主体欄の1の（2）、2の（2）及び3の（2）は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。
- 3 要綱別表1の事業実施主体欄の3の（3）は、要綱別表1の事業実施主体欄の1の（1）又は（2）が作成する要綱第5の1の事業実施計画書に取組の中心的な者（以下「取組主体」という。）として記載された農業者、農業者の組織する団体、民間事業者をいう。なお、民間事業者は、農業支援サービス事業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者とする。

## 第3 対象となる作物の範囲

本事業の取組の対象とする作物は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（以下「交付対象水田」という。）において作付けされる小麦、大麦及びはだか麦（以下「小麦等」という。）とする。

## 第4 事業の成果目標等

- 1 成果目標の基準  
要綱別表1の採択要件欄の（1）の農産局長が別に定める成果目標の基準は、別表1に定めるとおりとする。
- 2 目標年度  
要綱第7の農産局長が別に定める成果目標の目標年度は、事業終了年度の翌々々

年度とする。

## 第5 事業内容、補助対象経費、補助率等

要綱別表1の事業メニュー欄に掲げる事業メニュー（以下「事業メニュー」という。）の内容は次の1から5までに掲げるとおりとし、事業実施主体は必要な事業メニューを選択して取り組むことができるものとする。

なお、事業メニューの1及び2については、作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和4年4月28日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。

### 1 水田における小麦等の団地化推進

小麦等の作付けの団地化の取組に当たり、別表2に掲げる経費について、次の表の左欄に掲げる交付対象水田の面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる助成金額の範囲内で補助するものとする。

交付対象水田の面積		助成金額 (千円)
都府県	北海道	
50ha未満	300ha未満	500
50ha以上150ha未満	300ha以上900ha未満	1,000
150ha以上	900ha以上	1,500

補助対象となる団地化の取組とは、次の一以上の交付対象水田に該当し、かつ、一連の農作業の継続に支障が生じない交付対象水田において、同一作物の作付けを行う取組とする。

- (1) 畦畔で接続する2筆以上の交付対象水田
- (2) 農道、水路等を挟んで隣接する2筆以上の交付対象水田
- (3) 各々一隅で接続する2筆以上の交付対象水田
- (4) 段状に接続する2筆以上の交付対象水田
- (5) 耕作地の宅地に接続している2筆以上の交付対象水田

なお、団地化の取組に要する人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき適正に算定するものとする。

### 2 水田における小麦等の先進的な営農技術の導入

各地域における小麦等の生産に係る課題解決に向け、先進的な営農技術を導入する取組に対して助成するものとする。助成対象とする取組及び助成単価は、別表3のとおりとし、事業実施主体は、別表3の助成対象とする取組欄の中から複数の取組を選択することができるものとする。ただし、選択した助成対象とする取組の助成単価の合計額が15,000円/10a以内となるよう選択するものとする。

助成対象となる面積は、事業により先進的な営農技術の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とする。ただし、小麦等の経営面積の半分以上で新たに先進的な営農技術を導入する場合は、小麦等の全経営面積を助成対象とする。また、10aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。事業実施主体への助成金の支払いについては、必ず取組実施後に支払うこととする。

なお、別表3の補助対象とする取組欄の1から6まで及び9から15までの各営農技術の導入に当たっては、試験研究機関の研究成果等を踏まえ、普及組織等関係機

関による適切な指導に基づき実施することとする。

また、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、助成対象としないものとする。

### 3 水田における小麦等の生産性向上に向けた機械・施設の導入等

小麦等の生産性の向上及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

なお、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。

(2) 導入する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(3) 農業機械をけん引するため、当該機械とともに導入等を行う乗用トラクターについては、以下に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 専ら、小麦等の生産に使用するものであること。

イ 導入等に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

ウ 乗用トラクターの規格が、導入等を予定する機械に対して適切なものであること。

(4) トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものを除く。）等、小麦等の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

### 4 水田における小麦等の生産拡大の推進

小麦等を生産拡大する場合に、作付けの増加面積に応じて10,000円/10a助成するものとする。

### 5 水田における小麦等の生産性向上の推進

本事業の実施に係る都道府県及び市町村の事務等に要する経費のうち、別表4に掲げる経費について補助するものとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化に基づき適正に算定するものとする。

## 第6 機械等の導入等に係る留意事項

### 1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

(1) 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

- (2) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。
- (3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (4) 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (5) 事業実施主体が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

- (6) スマート農機（収量コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合において、そのシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

なお、導入又はリース導入する農機のメーカーがAPIを自社のWebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している、または令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定するものとする。

- (7) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

## 2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

- (1) 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (2) 事業実施主体は、機械等の導入又は改良を行った場合は、要綱第27の1に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (3) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあつても同様とする。

イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

$$\text{事業実施主体負担（事業費－補助金）} \div \text{当該機械等の耐用年数} \\ + \text{年間管理費}$$

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

## 3 機械等をリース導入する場合の留意事項

- (1) 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）

以上で法定耐用年数以内とする。

- (2) リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）

×（リース期間÷法定耐用年数）

×助成率（1／2以内）

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）

× 助成率（1／2以内）

- (3) 事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (4) 事業実施主体は、(3)の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- (5) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## 第7 実施基準

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施している又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第2の1の(3)の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、要綱第7の成果目標の達成に向けて、小麦等の生産性向上に向けた取組を継続することとする。
- 5 国が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 第8 実施手続

- 1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画（以下「事業計画」と

いう。)を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別記様式第2号により都道府県事業計画総括表(以下「都道府県計画」という。)を作成して、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業計画を添付するものとする。

## 2 事業計画の審査基準等

- (1) 都道府県知事は、要綱第5の2の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体が第2の要件を満たしていること。

イ 第3に定める作物に係る取組であること。

ウ 第4の1の成果目標の基準を満たしていること。

エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

オ 第5の3の取組を実施する場合は、第6に掲げる留意事項を全て満たしていること。

- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業計画について、別表1の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

## 3 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 地方農政局長は、1の(2)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

ア 第4の1の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

- (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業計画を承認するものとする。

## 4 要綱第6の5の農産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとの事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとの事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 事業メニュー1から5までの相互間における事業費又は国庫補助金の30%を超える増減

(6) 成果目標の変更

## 5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合には、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実にしてから着手するものとし、要綱第11の規定による交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) 都道府県知事及び地方農政局長は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

## 6 管理運用

- (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

## 第9 不用額の返還

地方農政局長は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第10 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別記様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第5号により地方農政局長に報告するものとする。  
また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長に報告するものとする。

- 4 地方農政局長は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

## 第11 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別記様式第6号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日まで別記様式第7号により地方農政局長へ報告するものとする。  
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。
- 5 都道府県知事は、1及び2により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。  
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。
- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長に報告するものとする。
- 7 地方農政局長は、3及び6により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。
- 8 地方農政局長は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。  
また、7の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

## 第12 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、播種前契約数量を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行わ



れるよう、指導を行うものとする。

#### 第13 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長に報告するものとする。

#### 第14 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

#### 第15 その他

事業実施主体及び事業の受益者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

附 則（令和4年4月28日付け4農産第608号）  
この通知は、令和4年4月28日から施行する。

## 別紙

### 国産小麦産地生産性向上事業の配分基準について

本事業の都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業計画の成果目標等に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、第8の3の(1)により報告された都道府県計画を踏まえ、次の(1)及び(2)により算出された金額を合計した額を都道府県への配分額として地方農政局長に通知するものとする。
  - (1) 都道府県計画のうち第5の1、2、3及び4の事業メニューに係る事業計画については、予算の範囲内で別表1に掲げる成果目標の基準に基づき付与したポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計して得られた金額
  - (2) 都道府県計画のうち第5の5の事業メニューに係る事業計画については、申請状況等を踏まえ算出する金額
- 2 都道府県計画のうち、第5の1、2、3及び4の事業メニューに係る事業計画については、1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

(別表1) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
1	<p>「A 団地化」及び「B 生産性向上」の各区分から成果目標を一つずつ選択し、「B 生産性向上」については品目ごとの成果目標ポイントを算出するものとする。その際、「C 加算」の区分に該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。</p> <p>複数作物を対象として事業を実施する場合にあつては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。</p> <p>なお、現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。また、団地化率は次の算式により算出するものとする。</p> <p>団地化率＝            (事業実施地域の交付対象水田において団地化の取組を実施した小麦等の作付面積)            ÷ (事業実施地域の交付対象水田における小麦等の作付面積)</p>
2	<p>事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。</p> <p>(1) 成果目標区分のうち区分A及び区分Bの成果目標ポイントの合計が0ポイントの場合</p> <p>(2) 成果目標ポイントの合計が15ポイントに満たない場合</p>

## 成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント
A 団地化	① 団地化率の向上	<p>事業実施地域における小麦等の団地化率が現状より1ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント            8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント            6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント            4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント            2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント            1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	② 団地化面積の向上	<p>事業実施地域において新たに団地化の取組を行う面積が交付対象水田面積に占める割合の1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・10ポイント            4%以上・・・・・・・・8ポイント            3%以上・・・・・・・・6ポイント            2%以上・・・・・・・・4ポイント            1%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>ただし、当該成果目標については、現状の団地化率が80%を超えている事業実施主体に限り選択することが可能。</p>
B 生産拡大	③ 作付面積の拡大	<p>交付対象水田における対象作物の作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント            8%以上・・・・・・・・16ポイント</p>

		6%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント
	④ 単収の増加	交付対象水田における対象作物の単収が現状より4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・20ポイント 16%以上・・・・・・・・・・16ポイント 12%以上・・・・・・・・・・12ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント
C 加算	⑤ 需要に応じた品種への転換 実需者と播種前に取引契約を結び、新規に導入する品種の作付面積の当該作物の作付面積に占める割合が現状より4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 16%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント ⑥ 労働時間の削減 対象作物の10a当たり労働時間が現状より7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント ⑦ 5年以内に対象作物のほ場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合 ・・・・・・・・・・10ポイント ⑧ 現状の小麦等の団地化率が80%以上の場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ⑨ 現状の小麦等の作付面積のうち基幹作麦の占める作付面積割合が80%以上の場合 ・・・・・・・・・・10ポイント ⑩ 製粉業者、製めん業者等の食品製造事業者からの要望に応えるための栽培管理や機器等を用いた品質分析を行うなど、食品製造事業者と結び付いた取組を行っている又は事業実施年度内に行うことを予定している場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ⑪ 新規で別表3の営農技術導入に取り組む場合 ・・・・・・・・・・20ポイント	

(別表2)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために必要な機械器具等購入経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得単価が50万円以上の機器の及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上料	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	

	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあつては認めないものとする。

(別表3)

助成対象とする取組	取組内容	助成単価
1 湿害対策技術の導入	弾丸暗渠の施工、心土破碎、深耕等により、透排水性の改善に取り組む。	2,000円/10a ※最大2つの湿害対策技術の導入支援を受けることが可能 (最大4,000円/10a)
2 高度湿害対策技術の導入	無材穿孔暗渠又は有材補助暗渠により、透排水性の改善に取り組む。	3,000円/10a
3 効率的播種技術の導入	省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培等の導入により、播種作業の改善に取り組む。	5,000円/10a
4 先進技術の導入	スリット成形播種技術又はカットブレーカーによる幅広型心土破碎の導入により、生産性の向上に取り組む。	10,000円/10a
5 土壌診断の実施	ほ場の状況に応じた施肥設計を行うための土壌診断に取り組む。 なお、pH、窒素、リン、カリの分析を必須とする。	5,000円/10a
6 小麦等の品種に応じた最適な追肥の実施	小麦等の品質や収量を向上させるため、品種に応じ、生育中後期(茎立期～穂ばらみ期)の追肥を重点化するなど、最適な施肥配分の見直しに取り組む。	3,000円/10a
7 需要に応じた新品種等の導入	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への切替えに取り組む。 なお、播種前に実需者等との間で売買契約を締結する。	7,500円/10a
8 畑地化に向けた新たな輪作体系の確立	新たな畑作物を導入し、小麦等を含む新たな輪作体系の確立に取り組む。 なお、新規作物の導入により、小麦等の作付面積が減少しないこととする。また、補助対象となる面積は、新たに導入する畑作物に係るものとする。	7,500円/10a
9 土壌改良材や有機資材等を活用した土づくりの推進	ほ場の状況に応じた酸度矯正資材や有機資材等の施用に取り組む。	3,000円/10a
10 化学肥料の低減	化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。	1,000円/10a
11 化学農薬の低減	化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。	1,000円/10a

12 ドローンによる生産の高度化・省力化	ドローンを利用した広域的な農薬・肥料散布、は種、ほ場センシングにより、生産の高度化・省力化に取り組む。	5,000円/10a
13 ブロックローテーションに係る取組の実施	ブロックローテーションの導入に必要となる畔抜き、畔塗り等に取り組む場合。	4,500円/10a
14 裏作麦の導入に係る品種転換等による作付体系の確立	水田裏作として新たに小麦等を作付ける場合に、新たな作付体系を確立するための表作の品種転換等に取り組む。	3,500円/10a
15 地域特認技術	<p>地域の環境や農業の実態等を踏まえて、小麦等の生産性向上に取り組む。</p> <p>なお、別記に基づき地方農政局長等に承認されていることとする。</p>	<p>都道府県にて設定</p> <p>(最大で15,000円/10a、この範囲内で複数の技術を設定可)</p>



(別表 4)

費目	細目	内容	注意点
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費		
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> </ul>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</li> </ul>	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料</li> </ul>	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</li> </ul>	

(注) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあつては認めないものとする。

## 別記

### 地域特認技術の取組の追加について

#### 1 手続

- (1) 都道府県知事は、地域特認技術の取組を追加しようとする場合は、別紙様式1により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとする。
- (2) (1)の承認申請に当たっては、追加しようとする地域特認技術の根拠となる文献やデータ等を添付するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1)の申請について、別途定める日までに承認の可否を別紙様式2により通知するものとする。

#### 2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認技術は、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（人件費を除く掛増し経費）が発生するものとする。
- (2) 地域特認技術の基本的な考え方は次のとおりとする。  
小麦等の生産に係る課題解決に寄与する技術であること。
- (3) 取組の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けること。

〇〇農政局長  
北海道農政事務所長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

地域特認技術の協議について

国産小麦産地生産性向上事業において、下記の技術を地域特認技術としたいので、添付資料を添えて申請する。

記

1. 技術の名称
2. 技術の具体的内容  
※小麦等の生産に係る課題解決に向けた技術の根拠となる文献、データ等を添付すること。
3. 取組基準
4. 本取組を取り入れる背景及び普及の状況
5. 本取組の今後の活用の見通し

都道府県知事 殿

〇〇農政局長

地域特認技術の協議について（承認）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、下記のとおり承認するので、通知する。

記

1. 承認する技術の名称
2. 承認する技術の具体的内容
3. 承認する取組基準

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、承認しないので、その旨を通知する。